

京都外国語大学 国際貢献学部履修規程

(平成30年3月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都外国語大学（以下「本学」という。）学則第6章、第7章及び第8章に定めるもののほか、授業科目の履修に関する必要な事項を定める。

(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、専門科目、外国語科目、教養科目、日本語インスティテュート科目及び自由選択に区分する。

(卒業要件)

第3条 本学を卒業するためには、学則第5条及び第26条の規定により、4年以上在学し、学則別表1に定める授業科目の単位を修得し、合計124単位以上を修得しなければならない。

(単位数の計算)

第4条 授業科目の単位数は、学則第11条の規定により計算するものとする。

(履修登録)

第5条 単位を修得するためには、第2条の規定に定める区分に従い、その年度の各学期に履修しようとするすべての授業科目の登録手続きを行わなければならない。

(履修登録単位数の上限)

第6条 学期毎又は1年間に履修できる単位数の上限は、学部・学科の定めるところによる。

2 前項に規定する単位数の上限について必要事項は、別に定める。

(クラス指定科目の履修登録)

第7条 クラス、担当者又は受講者について指定のある授業科目は、原則として指定以外で履修することができない。

(履修登録の配当年次制限)

第8条 原則として下級年次の学生は、上級年次に配当されている授業科目を履修することができない。

(受講者数の制限)

第9条 指定する授業科目に限り、受講者数を制限することがある。この場合には、履修条件、選考、抽選により受講者を決定する。履修条件については、別に定める。

(開講科目の取消)

第10条 受講登録者数が5名未満の授業科目は、開講を取り消すことがある。

(履修登録の無効)

第11条 単位を修得した授業科目を登録することはできない。また、同一年度に同一科目を重複して登録することはできない。重複登録を行った場合には、いずれの授業科目も登録が無効となる。

2 履修登録していない授業科目の単位は、認定することができない。

(履修登録後の登録変更)

第12条 履修登録後、原則として登録の変更又は追加することはできない。ただし、秋学期に開講する科目については秋学期の別に定める期間に本学の認める範囲内で、登録の変更又は追加することができる。

2 履修登録の内容が明らかに誤りと認められた場合は、別に定める期間内に訂正を行うものとする。

3 第10条により開講科目の取消があった場合、当該授業科目の単位数内で追加登録できる。

4 登録した授業科目を履修し、なお卒業に必要な単位数に達しないと判明した場合は、必要と認められる範囲内で追加登録することができる。

5 第2外国語科目で選択した言語は、原則として変更することができない。

(履修登録の取消)

第13条 履修登録をした後に、登録した授業科目を、別に定める期間内に取り消すことができる。

(資格課程の履修)

第14条 学芸員の資格を得るために必要な課程の履修方法は、別に定める。

(単位の授与)

第15条 学則第15条第1項の規定により、試験等に合格した者には、所定の単位を授与する。

(成績評価の方法)

第16条 授業科目を履修した者に対する評価方法は、原則として平常試験(小テスト、オーラルテスト、レポート等)、定期試験、論文審査及び口述試験とする。

(成績評価の基準)

第17条 学則第16条の規定により、授業科目の成績評価は、100点満点で60点以上を合格とし、59点以下を不合格とする。

2 次の各号のいずれかに該当した場合は、当該科目を失格とする。

(1) 次のいずれかの事由により、授業科目担当者が点数による評価をすることを不可能と判断した場合

ア 出席不足(原則として授業科目の実質授業回数の3分の2以上の出席が必要)で、かつ点数評価に不可欠なりポートの未提出又は試験の未受験により履修放棄とみなした場合

イ ゼミ受講者が卒業論文又は卒業研究を提出しなかった場合

(2) 教授会において不正行為を行ったと判定した場合

(GPA)

第18条 前条第1項に規定する成績評価を基に、単位あたりの成績評価の平均値を示すGPA(Grade Point Average)を算出して履修登録に活用し、成績表及び成績証明書にも記載する。

2 前項に規定するGPAの算出方法は、別に定める。

(成績発表及び成績調査)

第19条 学生個々の成績評価については、学期毎にWeb Campus上で発表する。また、保証人に対しては成績表を所定の時期に送付する(国内住所のみ)。成績評価に対して疑問がある場合は、別に定める期間内に成績調査を教務部に願い出ることができる。

(単位修得不足の学生の取り扱い)

第20条 学則第42条第2項の規定により、入学後在学4学期間で卒業要件単位を32単位以上修得できない場合は、除籍とする。

2 前項にかかわらず、疾病等特別な理由による場合は、学部長、学科長等の協議により在学継続の措置をとることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第21条 学則第19条第4項の規定により、大学又は短期大学を卒業又は退学し、新たに本学に入学した学生の既修得単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)については、30単位を上限に本学の単位として認定することがある。

2 本学と協定を結んでいる高等学校の生徒が、本学の科目等履修生等として修得した科目について、単位を認定することがある。

3 前2項の単位の認定を希望する者は、教務部へ所定の手続きをとらなければならない。

4 単位の認定方法については、別に定める。

(留学により修得した単位の認定)

第22条 学則第17条第2項の規定により、本学が認めた海外の大学への留学により修得した単位は、1学期間の場合16単位、2学期間の場合32単位、3学期間又は4学期間の場合48単位を上限として、本学で修得した単位として認定することができる。

2 本学が認めた国内の大学への留学により修得した単位は、1学期間の場合22単位、2学期間の場合45単位を上限に本学で修得した単位として認定することができる。

3 前2項に規定する単位の認定を希望する者は、教務部へ所定の手続きをとらなければならない。

4 単位の認定方法については、別に定める。

(留学以外に他の大学または短期大学及び本学以外の教育施設等で修得した単位の認定)

第23条 学則第17条第1項及び第18条第1項の規定により、他の大学または短期大学及び本学以外の教育施設等で修得した単位は、本学で修得した単位として認定することができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第22条第1項及び第23条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により単位の認定を希望する者は、教務部へ所定の手続きをとらなければならない。

4 単位の認定方法については、別に定める。

(編入学生の履修と既修得単位の認定)

第24条 編入学生の履修については、編入学した年次の学生と同じ教育課程によるものとする。

2 学則第19条の2の規定により、編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、別に定める要領に基づき本学の単位として認定する。

3 学内編入生が編入学前に本学で修得した単位は、前項とは別に単位認定することがある。

(再入学者の履修と既修得単位の認定)

第25条 再入学する者の履修については、再入学した年次の学生と同じ教育課程によるものとする。

2 退学又は除籍前に本学で修得した単位については、原則として修得した単位に基づいて単位認定する。

(改 廃)

第26条 この規程の改廃は、学部会議の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。